

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 12 月 1 日

審査機関名 SGS ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	むいかいち温泉ゆららにおける木質バイオマスボイラー導入による省エネ事業
排出削減事業者名	吉賀町役場
排出削減共同実施事業者名	丸紅株式会社
事業実施場所	むいかいち温泉ゆらら (島根県鹿足郡吉賀町有飯 238 番地 2)
事業の概要	<p>吉賀町では町内の公共施設等における省エネルギー化の検討をはじめている。本事業は、吉賀町を中心とした近隣地域の切捨間伐材等を燃料とした木質バイオマスボイラーを導入することで CO2 排出量を削減する取り組みであり、さらに、産業振興、地域活性化、森林保全対策にも寄与するものでもある。</p> <p>具体的には、温泉及び温水プールへの昇温・給湯と室内空調機の空調熱源として、木質焚き温水バイオマスボイラーを導入することによって、既存の灯油を燃料とする化石燃料ボイラーの化石燃料（灯油）の使用量を削減することが出来、同時に CO2 排出量の削減が可能となる。</p>
排出削減量の計画	2009 -2012 年度：343 tCO2/年 (事業実施期間合計 1,372 tCO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2009 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001-A バイオマスを燃料とするボイラーの新設

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：むいかいち温泉ゆらら (島根県鹿足郡吉賀町有飯 238 番地 2)
追加性を有すること	本事業は、吉賀町を中心とした近隣地域の切捨間伐材等を燃料とした木質バイオマスボイラーを導入することで CO2 排出量を削減する取り組みであり、さらに、産業振興、地域活性化、森林保全対策にも寄与するものでもある。よって、本事業は法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。 また、経済的見地から判断して、本事業が最も魅力的な投資案とはなりえないこと、本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料（メンテナンス記録など）の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備の確認等により確認している。 投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、関係者への質問などにより確認している。
排出削減方法論に基づいて実施されること	1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論001-Aに基づき排出削減量を計算しており、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。今回の事業では、既存灯油ボイラー（2基各930kW、計1,860kW）に、能力が1割強の木質バイオマスボイラー（1基200kW）を新設するため、方法論番号001（ボイラーの更新）ではなく、001-A（バイオマスボイラーの新設）が適切であると判断した。なお方法論

	<p>001-Aでは、ボイラー効率について、一般的に選択し得る標準的ボイラーの効率を使用することが求められているが、今回ベースラインとして設定した既存ボイラーの効率は標準的なものであると考えられる。</p> <p>方法論番号 001-A バイオマスを燃料とするボイラーの新設適用条件 1 については、新設設備の視察、設備カタログ（仕様書）の確認等によって、バイオマス燃料とするボイラーの新設であることを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、新設の設備からの温水供給が全て自社内で使用されることを、事業範囲の視察、及び関係者への質問により確認している。</p> <p>2) ベースラインはバイオマスボイラーではなく、化石燃料を利用する標準的なボイラーを導入した場合に想定される二酸化炭素排出量である。ベースライン排出量は一般的であり、かつ既存の灯油を燃料としたボイラーと同等のものを想定し算定していることを確認している。すなわち、新設のバイオマスボイラーで全ての必要とされるエネルギーを賄うことが出来ないため、既存の灯油ボイラー（導入後 9 年：バイオマスボイラーと併用）のカタログ上の効率を元にベースライン排出量を算定していることを確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>特に、本排出削減事業によるリーケージがないことをサイト視察、施設全体のレイアウト図、トラック輸送にかかる燃料消費量計算、着火用燃料、及び関連設備の仕様書等関連資料により確認している。</p> <p>なお、ボイラー補助電源による排出量は、事業実施後排出量として算定していることなど、排出削減方法論に基づいて適切に考慮されていることを確認している。</p>
--	---

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし

以上